

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川科学技術アカデミー（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、年額とする。
- 3 常勤役員の退職にあたっては、退職手当を支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬総額は、別表第1「年間報酬総額」に定める金額以内とし、各々の報酬年額は理事長が理事会の承認を得て、定めることとする。ただし、年度途中で報酬年額を減額する場合には、変更後、理事会において報告するものとする。

(報酬の支給日及び支給方法)

第5条 常勤役員の報酬の支給日及び支給方法は、この法人の職員給与規程を準用する。

(通勤手当)

第6条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

(旅費)

第7条 役員が業務のため旅行したときは、この法人の職員の例により旅費を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員及び非常勤役員が職務により評議員会、理事会その

他の会議に出席したときは、費用弁償として交通費実費弁償等（1日につき、5,000円）を支給する。

（費用の支払い）

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（公表）

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人神奈川科学技術アカデミーの設立の登記の日から施行する。

別表第1 常勤役員の年間報酬総額

役職	報酬年額
理事長	14,905千円までの範囲内
専務理事	9,894千円までの範囲内
常務理事	6,870千円までの範囲内